

別表2 継続調査地点におけるダイオキシン類の濃度（平均値）の推移

単位： 大気 pg-TEQ/m³
 水質 pg-TEQ/L
 底質 pg-TEQ/g

環境媒体	水域群	調査地点数		平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大気 (PCDD及びPCDF)		27	平均値	0.66	0.31	0.24	0.23	0.20	0.14	0.076	0.085	0.059	0.059	0.048	0.040	0.036	0.034	0.031	0.029	0.027	0.023	0.022	0.017
			濃度範囲	0.010 ～1.4	0.010 ～0.71	0.045 ～0.55	0.020 ～0.50	0.038 ～0.96	0.021 ～0.44	0.017 ～0.20	0.021 ～0.25	0.015 ～0.14	0.017 ～0.15	0.016 ～0.15	0.010 ～0.11	0.0082 ～0.083	0.010 ～0.097	0.0059 ～0.069	0.0070 ～0.085	0.0073 ～0.091	0.0087 ～0.044	0.0051 ～0.082	0.0063 ～0.048
公共用水域 水質	全体	626	平均値	—	—	—	0.39	0.34	0.31	0.29	0.25	0.26	0.26	0.26	0.24	0.22	0.21	0.22	0.23	0.22	0.21	0.21	0.21
			濃度範囲	—	—	—	0.028 ～4.7	0.017 ～27	0.018 ～2.7	0.020 ～7.0	0.011 ～2.5	0.0070 ～4.1	0.019 ～3.2	0.0097 ～3.0	0.013 ～2.8	0.012 ～3.1	0.010 ～2.1	0.014 ～3.4	0.014 ～2.6	0.013 ～3.2	0.015 ～2.1	0.011 ～4.9	0.011 ～2.4
	河川	498	平均値	—	—	—	0.43	0.38	0.36	0.33	0.28	0.29	0.29	0.30	0.27	0.24	0.24	0.26	0.26	0.25	0.23	0.24	0.23
	湖沼	24	平均値	—	—	—	0.48	0.33	0.34	0.30	0.29	0.30	0.29	0.24	0.27	0.31	0.23	0.23	0.26	0.28	0.30	0.24	0.28
	海域	104	平均値	—	—	—	0.15	0.14	0.10	0.095	0.091	0.077	0.093	0.073	0.072	0.062	0.064	0.057	0.062	0.061	0.067	0.068	0.067
公共用水域 底質	全体	402	平均値	—	—	—	18	16	16	14	13	12	11	11	12	11	11	11	9.4	9.6	9.1	12	11
			濃度範囲	—	—	—	0.0025 ～510	0.084 ～430	0.084 ～370	0.071 ～410	0.061 ～570	0.053 ～510	0.10 ～300	0.067 ～290	0.067 ～500	0.060 ～390	0.080 ～320	0.084 ～270	0.063 ～200	0.062 ～200	0.068 ～210	0.075 ～1,100	0.069 ～490
	河川	322	平均値	—	—	—	19	17	16	14	13	12	10	11	12	11	11	10	9.0	9.3	8.7	12	11
	湖沼	19	平均値	—	—	—	12	13	13	13	11	11	12	11	11	12	11	12	12	11	9.4	10	10
	海域	61	平均値	—	—	—	15	14	17	14	15	14	16	14	12	13	11	12	11	11	11	11	11

大気について

- (注1)PCDD及びPCDFの値であり、コプラナーPCBIは含まない。
- (注2)平成9年～11年度は大気汚染防止法に基づく地方公共団体が実施した大気環境モニタリング調査結果(旧環境庁の調査結果を含む。)である。
- (注3)年間平均値を環境基準により評価することとしている地点に限る。
- (注4)毒性等量の算出には、平成10年度以前は、I-TEF(1988)、平成11年度から平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。
- (注5)原則として、平成10年度以前は、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。平成11年度以後は、各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出している。

公共用水域について

- (注1)法に基づく常時監視が開始された平成12年度からの継続調査地点に限る。
- (注2)地方公共団体の継続調査地点のデータをとりまとめたものである。
- (注3)毒性等量の算出には、平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。
- (注4)各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出している。